

主治医意見書／請求書
電送サービスの導入に関する
システムベンダ向け技術解説書

令和7年10月 1.0版
厚生労働省老健局

改 訂 履 歴

版数	改定年月日	該当箇所	内容
1.0	令和 7 年 10 月 17 日	初版	初版作成

※版数は新規制定を第 1.0 版とし、改訂が発生した際は第 1.1 版とする。

目次

1 はじめに	5
1.1 本書の趣旨	5
1.2 技術解説書の構成	7
1.3 用語の定義	8
2 本サービスの導入に伴う改修内容等	11
2.1 本サービスに係る機器・ソフトウェア等の導入	11
2.1.1 資格確認端末に導入されているオンライン資格確認等連携ソフトの機能	12
2.1.2 電子署名及び署名検証	12
2.2 既存システムの改修	14
2.2.1 医療機関における主治医意見書等作成ソフト等の改修	14
2.2.2 共通補足	15
2.3 ネットワーク環境の整備	17
2.3.1 接続方式に応じたネットワーク連携のパターン	18
2.3.2 共通補足	20
2.4 セキュリティ対策	21
2.4.1 本サービスにおけるセキュリティ対策	23
2.4.2 ネットワークにおけるセキュリティ対策	24
2.4.3 医療機関におけるセキュリティ対策	25
2.4.4 共通補足	26
3 作業の全体像	27
4 医療機関への導入に向けた改修、テストについて	28
4.1 既存システムの改修	28
4.2 システムベンダ向けテスト	30
5 導入作業	31
5.1 ネットワークの設定	31

5.2	端末の設定.....	31
5.3	改修資産の適用.....	32
5.4	本サービスを利用した運用に向けた準備	32
5.5	医療機関向け導入前接続テスト	33
6	その他.....	34
6.1	医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの準拠.....	34
6.2	医療機関内のセキュリティ対策の見直し	34
6.3	オンライン資格確認等システムの導入.....	34
6.4	本サービス導入に伴う問合せ先.....	34

1 はじめに

1.1 本書の趣旨

本書は、オンライン資格確認等システム・Public Medical Hub（以降「PMH」と称する）・介護情報基盤を利用した主治医意見書／請求書電送サービス（以降「本サービス」と称する）の導入にあたり、本サービスが提供する機能、及び医療機関のシステムベンダ（主治医意見書等作成ソフト等のシステムベンダが対象）が提供しているシステムに実装していただきたい内容等について記載しています。

本書では、医療機関が「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠し、必要なセキュリティ対策を実装していること、また、オンライン資格確認等システムの一部機能を利活用することから、オンライン資格確認等システムを導入済み（オンライン請求用のネットワーク回線も整備済み）であることを前提としています。

本サービスの概要を以下に記載します。

表 1 本サービスの概要

提供開始時期	令和 8 年 4 月
対象医療機関	オンライン資格確認等システム導入済みの全国の医療機関（医科）
サービス内容等	介護保険者等から作成を依頼された主治医意見書について、電子データにて、PMH 及び介護情報基盤を経由して介護保険者等へ提出することができます。 また、その意見書に係る費用の請求書も同様に電子データにて提出することができます。

上記を踏まえ、医療機関のシステムベンダには以下の機能（概要）を導入していただきます。

表 2 医療機関のシステムベンダが導入する機能概要

区分	機能名	内容
意見書	(1)主治医意見書情報登録機能	主治医意見書情報を登録する機能。
意見書	(2)主治医意見書情報ファイル送信機能	電子カルテシステムや文書作成システムから出力した主治医意見書情報ファイルを、本サービスへ連携する機能（オンライン資格確認等連携ソフトが参照するフォルダにファイルを配置する）。
請求書	(3)主治医意見書請求書情報登録機能	主治医意見書の請求書情報を登録する機能。
請求書	(4)主治医意見書請求書情報ファイル送信機能	電子カルテシステムや文書作成システムから出力した主治医意見書請求書情報ファイルを、本サービスへ連携する機能。（オンライン資格確認等連携ソフトが参照するフォルダにファイルを配置する。）
共通	(5)主治医意見書／請求書情報送信結果取得機能	本サービスが返却した送信結果を取得する機能。
共通	(6)主治医意見書／請求書情報送信結果照会機能	本サービスが返却した送信結果を照会する機能。

1.2 技術解説書の構成

本書の構成は、以下のとおりです。必要に応じて詳細内容は別添で示します。

表 3 本書の構成及び概要

分類	資料名	概要
本書	—	医療機関の既存システムが本サービスと接続するにあたり、既存システムの改修すべき内容、テスト、想定される導入作業等を記載し、システムベンダが準備作業内容を把握するための情報とする。
関連	外部インタフェース仕様書	医療機関の既存システムが本サービスとファイル連携するために必要な仕様、各機能で用いるインタフェースの仕様を記載したもの。 【参照先： 介護情報基盤について 厚生労働省 】
関連	セキュリティアセスメントに基づいたセキュリティ対策例	各医療機関においてセキュリティ対策を検討する際の参考にするための、「2.3 ネットワーク環境の整備」に示す基本的な構成例に対するセキュリティアセスメントに基づいたセキュリティ対策例を記載。 ※今後、公開予定
関連	主治医意見書／請求書電送サービス記録条件仕様書	医療機関のシステムが本サービスとファイルを送受信するにあたっての方式及び記録項目等について外部インタフェース仕様書の別紙として記載したもの。 【参照先： 介護情報基盤について 厚生労働省 】
関連	主治医意見書／請求書電送サービスにおける HPKI による電子署名仕様について	本サービスにおける、HPKI による電子署名の仕様について記載したもの。 【参照先： 介護情報基盤について 厚生労働省 】
関連	オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書	オンライン資格確認等システムの導入にあたり、オンライン資格確認等システムが提供する機能及び医療機関のシステムベンダが提供しているシステムに実装していただきたい内容等について記載したもの。 【参照先： 厚生労働省ホームページ_オンライン資格確認について（医療機関・施術所等、システムベンダ向け） 】 ※適宜内容が更新されるので都度最新版をご参照ください。

1.3 用語の定義

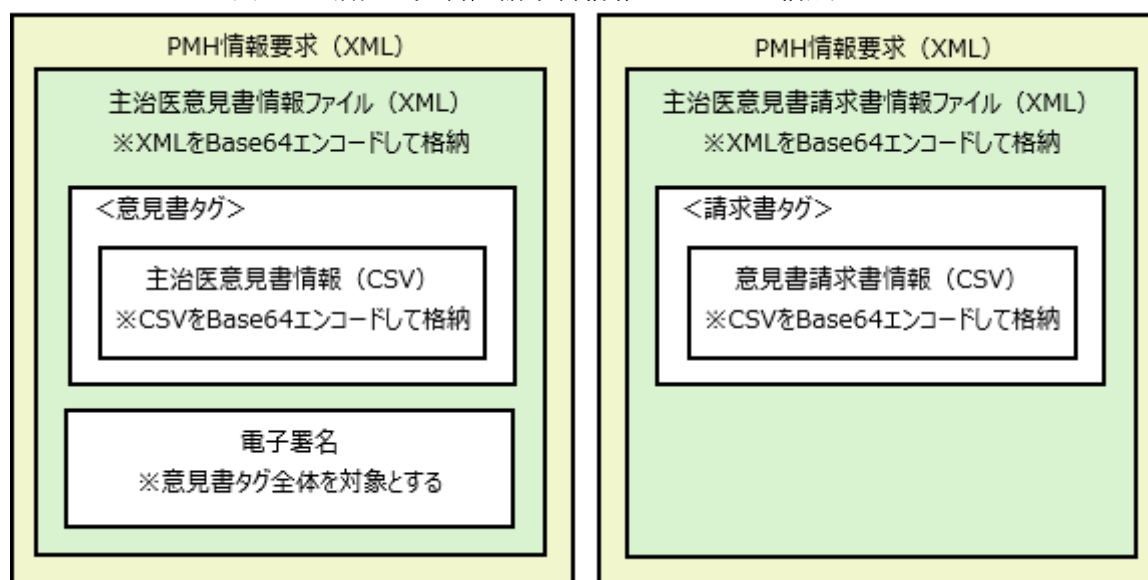
用語の定義は以下のとおりです。

表 4 用語の定義

用語	内容
医師	要介護・要支援認定を行う際に主治医意見書を作成する。
オンライン資格確認等システム	オンライン資格確認システムとサブシステムの総称。
オンライン資格確認等連携ソフト	主治医意見書情報ファイルを電送する際に利用する連携アプリケーション。社会保険診療報酬支払基金が提供。原則、資格確認端末に搭載されている。
国保中央会	「国民健康保険中央会」の略称。本サービスの運用主体となる団体。また、介護情報基盤の運営主体となる団体。
資格確認端末	オンライン請求ネットワークに接続し、オンライン資格確認等を行うための専用端末。
システムベンダ	医療機関のシステム（主治医意見書等作成ソフト等）のベンダを指す。
支払基金	「社会保険診療報酬支払基金」の略称。オンライン資格確認等システムの運用主体となる団体。
主治医意見書	要介護・要支援認定を行う際に用いられる書類で、医師が医学的な意見を記載する。
主治医意見書等作成ソフト	主治医意見書等の作成を支援するアプリケーション。システムベンダが提供。
主治医意見書情報ファイル	医療機関が作成し、本サービスに登録するファイル。 ※ファイルのイメージについては「図 1 主治医意見書／請求書情報ファイルの構成イメージ」を確認。
主治医意見書請求書	主治医意見書の作成に係る費用の請求額を記載した書類。
主治医意見書請求書情報ファイル	医療機関が作成し、本サービスに登録するファイル。 ※ファイルのイメージについては、「図 1 主治医意見書／請求書情報ファイルの構成イメージ」を確認。
電子署名	デジタル化された医療情報文書に、紙の文書における署名や押印に相当する電子的な「しるし」を付与する仕組み。これにより文書作成者が誰であるかを明確にし、改ざんされていないことを保証する。 ※本サービスを利用するにあたって、電子署名の付与機能の実装は任意とする。

用語	内容
署名検証	証明書の有効期限と証明書失効リストの確認し、電子署名の有効性を確認すること、及び電子署名が付与されたデータの改ざん検知を行うこと。
署名モジュール	電子署名の機能を実現するためのプログラム群をまとめて部品化したもの。
HPKI カード	医療従事者の国家資格や管理者資格を証明し、電子署名機能を兼ね備えたカード。HPKI は Healthcare Public Key Infrastructure（保健医療福祉分野公開鍵基盤）の略。

図 1 主治医意見書／請求書情報ファイルの構成イメージ



※XML ファイルの構成の詳細は「外部インタフェース仕様書」をご確認ください。

※電子署名の付与機能の実装は任意とします。

図 2-1 医療機関と本サービスの主治医意見書情報連携イメージ

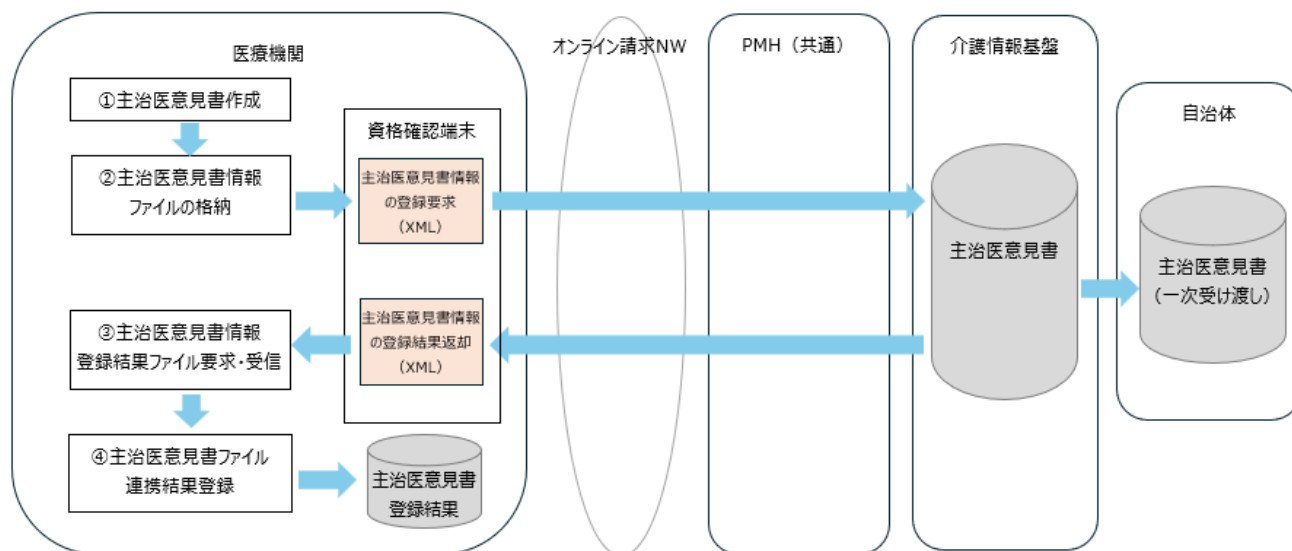
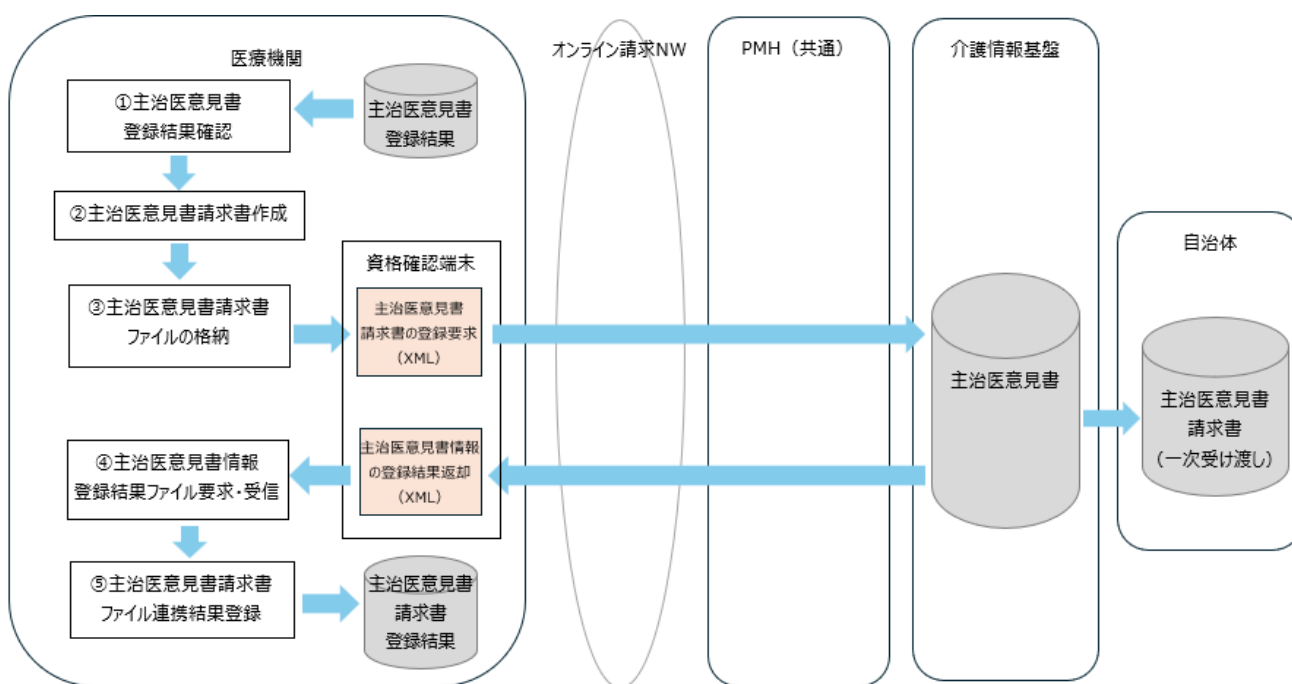


図 2-2 医療機関と本サービスの主治医意見書請求書情報連携イメージ



2 本サービスの導入に伴う改修内容等

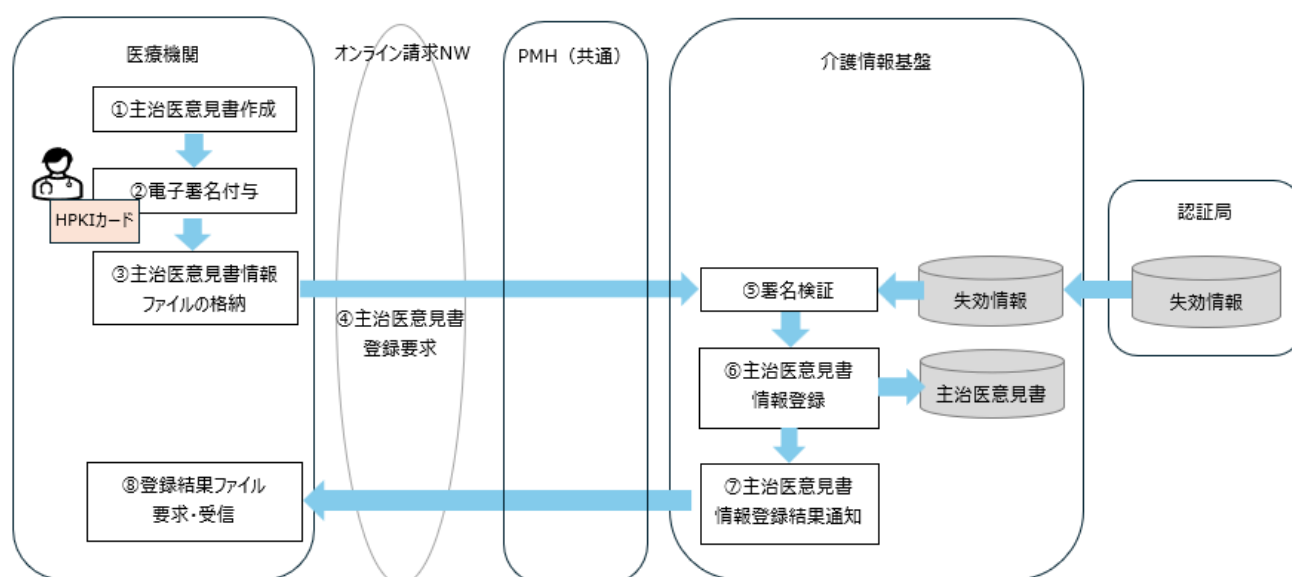
2.1 本サービスに係る機器・ソフトウェア等の導入

本サービスと主治医意見書情報ファイルや主治医意見書請求書情報ファイルをやり取りするにあたっては、支払基金から提供されるオンライン資格確認等連携ソフトを利用します。

情報の改ざん防止だけでなく、なりすまし・否認防止の観点が必要であり、セキュリティ事案が発生した際の「責任の所在」を明確化するためにも、電子署名を行うことは重要です。

一方で、電子署名の取り扱いについては、本サービスを普及させ医療・介護 DX を推進していく観点等も合わせて考慮する必要があることから、当面の間、本サービスを利用するにあたって、電子署名の付与機能の実装は任意とします。実装する場合は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に定義される要件を満たすようにしてください。具体的な方法としては、ローカル署名：HPKI カードの電子証明書を用いて電子署名を行う方法があります。なお、リモート署名については対応していません。電子署名の付与及び署名検証の流れは以下のとおりです。

図 3 電子署名の付与及び署名検証のイメージ（ローカル署名）



2.1.1 資格確認端末に導入されているオンライン資格確認等連携ソフトの機能

資格確認端末経由で本サービスとファイル連携を行う方法は、「2.2.2 共通補足（4）本サービスとのファイル連携方法」に示す通り、オンライン資格確認等システムとのファイル連携方法と同じです。

医療機関においては、オンライン資格確認等連携ソフトにて主治医意見書と請求書の送信機能を利用するため、本サービスとのファイル授受に利用する資格確認端末のフォルダの指定等の設定を行っていただきます。

オンライン資格確認等連携ソフトの機能は以下のとおりです。

表 5 オンライン資格確認等連携ソフトの主な機能

機能	概要
主治医意見書情報ファイル（または主治医意見書請求書情報ファイル）連携機能	医療機関の主治医意見書等作成ソフト等で作成した主治医意見書情報ファイル（または主治医意見書請求書情報ファイル）を本サービスに連携するための機能。 ○機能内容 ・ 資格確認端末の所定のフォルダに格納された連携対象ファイルを本サービスへ送信する。
主治医意見書情報ファイル（または主治医意見書請求書情報ファイル）連携結果取得機能	医療機関の主治医意見書等作成ソフト等で作成した主治医意見書情報ファイル（または主治医意見書請求書情報ファイル）を本サービスに連携した結果を取得するための機能。 ○機能内容 ・ 本サービスから連携結果を取得し、資格確認端末の所定のフォルダに保存する。

2.1.2 電子署名及び署名検証

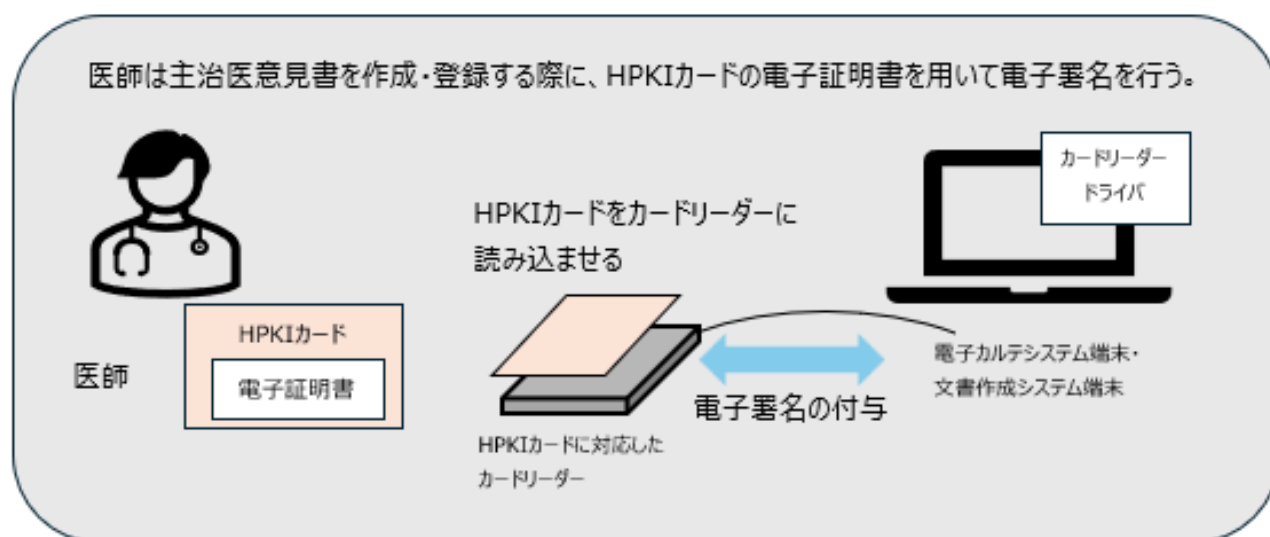
医師が電子署名を行う方法としては、ローカル署名があります。なお、電子署名の付与機能の実装は任意とします。

（1）ローカル署名

医師が、HPKI カードを用いて電子署名を付与し、電子署名を含むファイルを受け取る介護情報基盤側で電子署名の検証を行います。電子署名機能については、「外部インタフェース仕様書」に定められる規格に従い、電子署名付与及び署名検証の機能を独自で実装していただくか、若しくは電子署名関連事業者が同規格に沿って開発するモジュールを購入していただくことが可能です。

その他、電子署名に用いる HPKI カードを読み取れる IC カードリーダー及びカードドライバも導入する必要があります。詳細は「5.2（2）主治医意見書情報ファイルを作成する端末」をご参照ください。

図 4 ローカル署名のイメージ



2.2 既存システムの改修

2.2.1 医療機関における主治医意見書等作成ソフト等の改修

(1) 主治医意見書情報登録機能

本サービスに主治医意見書情報を送信するにあたり、まずは、医師が主治医意見書等作成ソフト等の画面上で意見書情報を入力し保存します。

画面上に「外部インタフェース仕様書」にある項目が存在しない場合、入力項目及び保存項目を追加改修してください。また、既存項目においても「外部インタフェース仕様書」にある桁数、属性、省略不可等の条件に合わせて入力チェックを見直してください。

(2) 主治医意見書情報ファイル送信機能

画面等で指定された主治医意見書より主治医意見書情報ファイル（※）を作成し、連携アプリケーションから本サービスを通じて介護情報基盤に送信します。

※主治医意見書情報ファイルの構成は「図 1 主治医意見書／請求書情報ファイルの構成イメージ」を参照のこと。

※編集項目については、「主治医意見書／請求書電送サービス記録条件仕様書」を確認すること。

※主治医意見書情報ファイルには任意で電子署名を付与する。

(3) 主治医意見書請求書情報登録機能

本サービスに主治医意見書請求書情報を送信するにあたり、まずは、医師等が主治医意見書等作成ソフト等の画面上で請求書情報を入力し保存します。

画面上に「外部インタフェース仕様書」にある項目が存在しない場合、入力項目及び保存項目を追加改修してください。また、既存項目においても「外部インタフェース仕様書」にある桁数、属性、省略不可等の条件に合わせて入力チェックを見直してください。

(4) 主治医意見書請求書情報ファイル送信機能

画面等で指定された主治医意見書請求書より主治医意見書請求書情報ファイル（※）を作成し、オンライン資格確認等連携ソフトから本サービスを通じて介護情報基盤に送信します。

※主治医意見書請求書情報ファイルの構成は「図 1 主治医意見書／請求書情報ファイルの構成イメージ」を参照のこと。

※編集項目については、「主治医意見書／請求書電送サービス記録条件仕様書」を確認すること。

(5) 主治医意見書／請求書情報送信結果取得機能

本サービスが返却した送信結果を取得する機能を追加します。

(6) 主治医意見書／請求書情報送信結果照会機能

本サービスが返却した送信結果を照会する機能を追加します。

2.2.2 共通補足

医療機関が本サービスに主治医意見書情報ファイル（又は主治医意見書請求書情報ファイル）を登録するにあたって、ファイル形式や文字コード等について示します。

(1) ファイル形式

医療機関が作成するファイルのレイアウト等、詳細は「外部インタフェース仕様書」及び「主治医意見書／請求書電送サービス記録条件仕様書」をご参照ください。

主治医意見書情報ファイル（又は主治医意見書請求書情報ファイル）のファイル形式は、現在の医療機関における運用との親和性や電子署名の利用を考慮し、XML 形式とします。

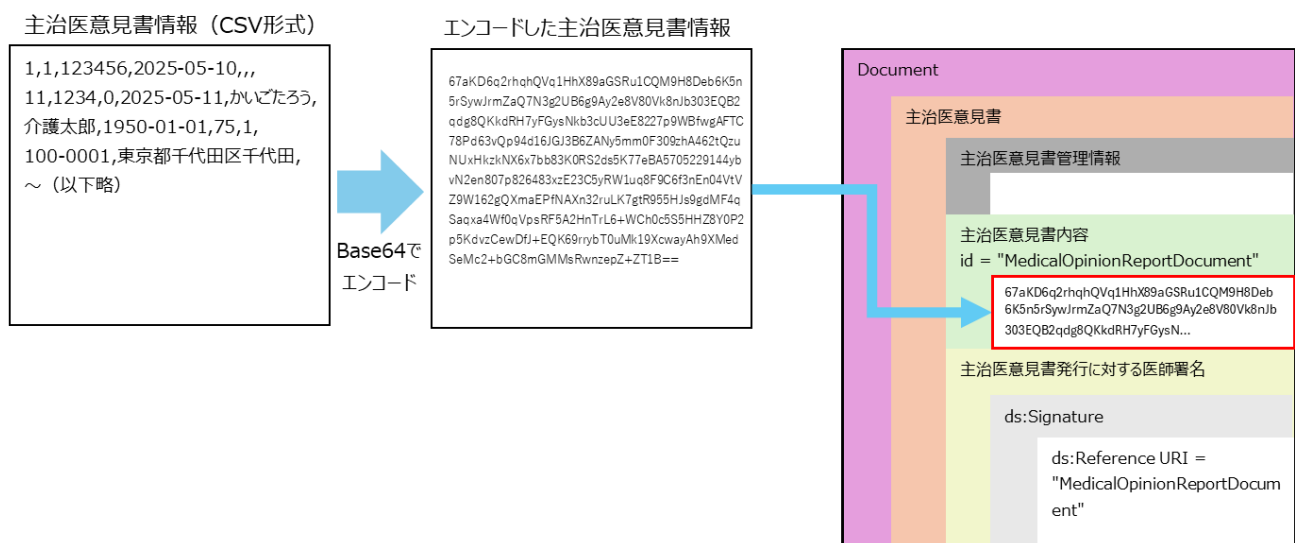
主治医意見書情報ファイル（又は主治医意見書請求書情報ファイル）に格納する主治医意見書（又は請求書）の内容については、「主治医意見書／請求書電送サービス記録条件仕様書」を基に CSV 形式でデータを作成し、その情報を Base64 でエンコードして主治医意見書情報ファイル（又は主治医意見書請求書情報ファイル）の所定のエリアに格納します。

Java の標準 API を利用して Base64 でエンコードされた情報をデコードする場合、Java のバグ

(<https://bugs.openjdk.java.net/browse/JDK-8222187>) により意図せぬ Null バイトが付加されてしまうことで介護情報基盤側での署名検証に失敗する可能性があるため、ストリーム方式の API

(Base64.getDecoder().wrap()) は利用せず、オンメモリ (Base64.getDecoder().decode()) で処理してください。

図 5 主治医意見書情報ファイルが作成されるまでのイメージ



(2) 文字コード

文字コードは、UTF-8 (BOM 無し) を使用します。当文字コード範囲外の文字を使用する場合は、医療機関のシステム側で当該文字を“●” (U+E2978F) に変換した上で、本サービス側にファイルを送信していただきます。

(3) バリデーションチェック

医療機関システムから本サービスがファイルを受信したタイミングで、本サービスでバリデーションチェックを行います。

項目ごとのチェック内容やエラーメッセージ等の詳細は、「主治医意見書／請求書電送サービス記録条件仕様書」をご参照ください。

(4) 本サービスとのファイル連携方法

資格確認端末経由で本サービスとファイル連携を行う方法は、オンライン資格確認等システムとファイル連携を行う方法と同じです。

電子カルテシステムや文書作成システムといった既存システムから資格確認端末の所定のフォルダに要求ファイルを送信した後は、既存システムから資格確認端末に対し、結果ファイルを取得するためのリクエストを行い、結果ファイルを取り込む流れになります。既存システムから資格確認端末の所定のフォルダに送信した後、定期的にファイルを取得するためのポーリングを行い、結果ファイルがあれば取得する方法があります。

2.3 ネットワーク環境の整備

本サービスへ接続するにあたっては、オンライン資格確認等システムで医療機関向けに整備されている回線、接続方式等のネットワーク環境を利用します。

ネットワーク構成はオンライン資格確認等システムの利用と同様に、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠し、施設内のルータを経由して異なる施設間を結ぶVPNの間で送受信ができないように経路設定するために資格確認端末を設置する構成を想定します。

※オンライン資格確認等システムを導入済みであるが、主治医意見書等作成ソフト等と資格確認端末間の接続がされていない場合は、院内ルータ等の設定を行う必要があります。

図 6 ネットワーク連携の考え方

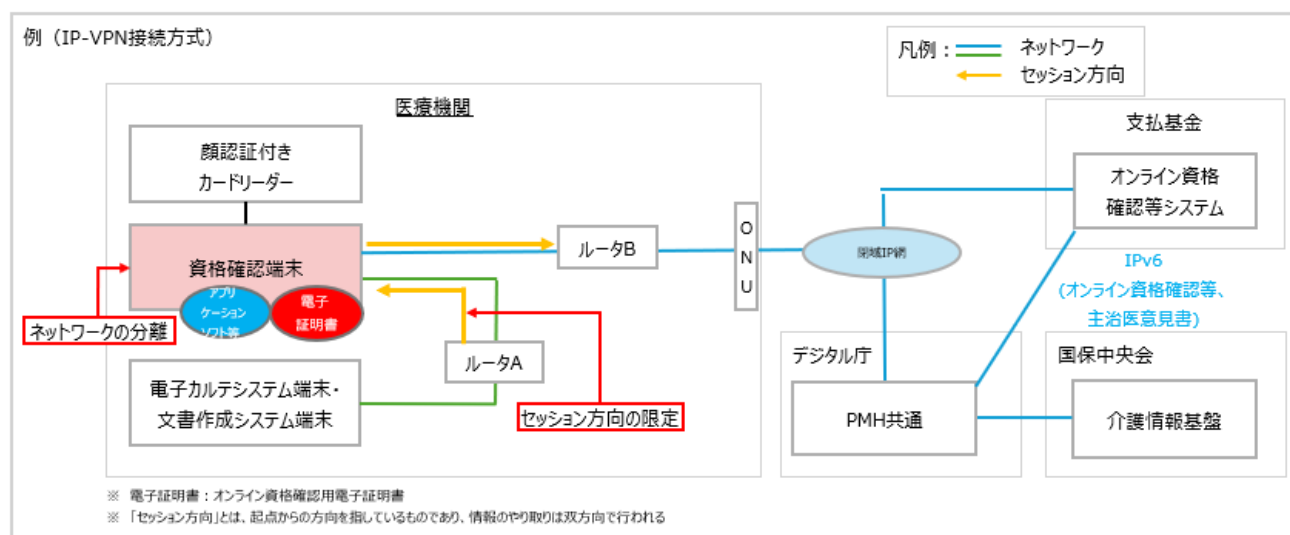
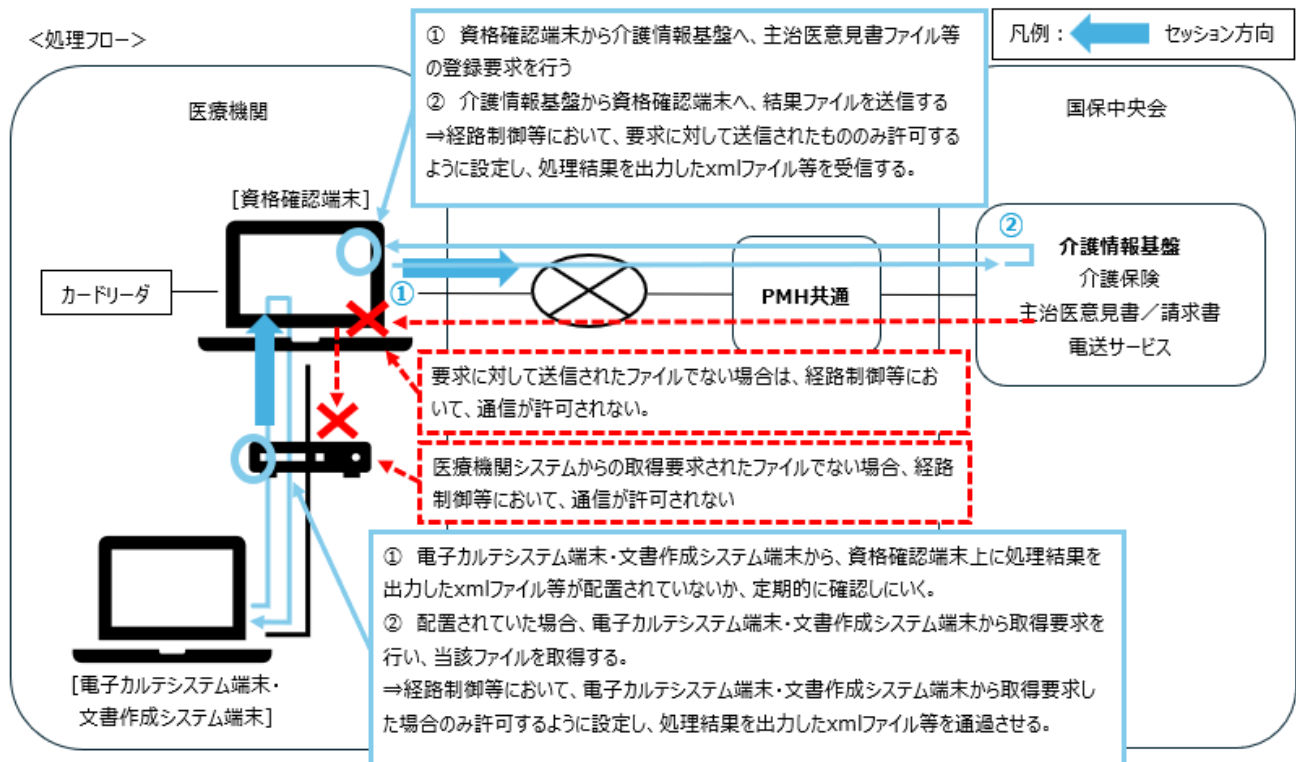


図 7 セッション方向の限定



2.3.1 接続方式に応じたネットワーク連携のパターン

医療機関と本サービスを接続するためのネットワーク連携について、以下に記載します。本サービスとの接続は、オンライン資格確認等システムが導入されていることが前提となるため、オンライン資格確認等システムのネットワーク環境に基づき記載しています。オンライン資格確認等システムのネットワーク環境については、「オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書【医療機関・薬局】（令和7年7月）」の「2.3.2 接続方式に応じたネットワーク連携のパターン」を参照してください。

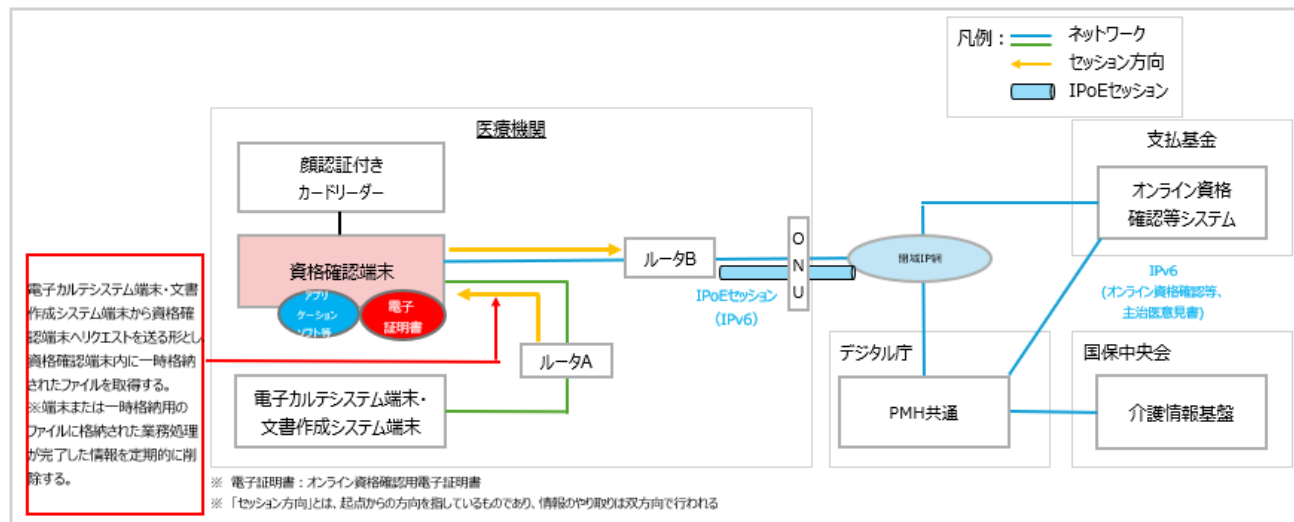
なお、記載内容については、一般的に想定される例を示しているものであり、医療機関の実情に応じて適宜ご判断ください。

(1) IP-VPN 接続方式

IP-VPN 接続方式では、IPv4/IPv6（オンライン請求）と IPv6（オンライン資格確認等システム、本サービス）併用での接続方式となります。IP-VPN 回線業者によってはオンライン請求で利用している PPPoE セッションを利用し IPv4/IPv6 接続方式でオンライン資格確認等システムへ接続します。

オンライン資格確認等システムで利用しているネットワーク環境を利用した本サービスの基本的な構成例は、以下のとおりです。

図 8 基本的な構成例

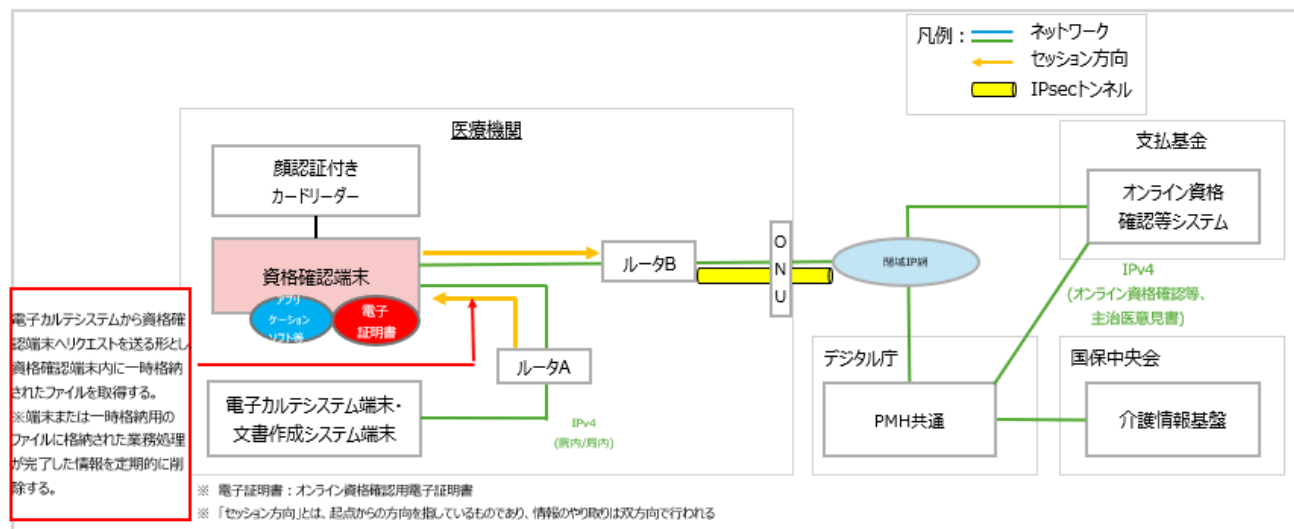


(2) IPsec+IKE (ルータ型) 接続方式

IPsec+IKE (ルータ型) 接続方式では、IPv4での接続方式となります。

オンライン資格確認等システムで利用しているネットワーク環境を利用した本サービスの基本的な構成例は、以下のとおりです。

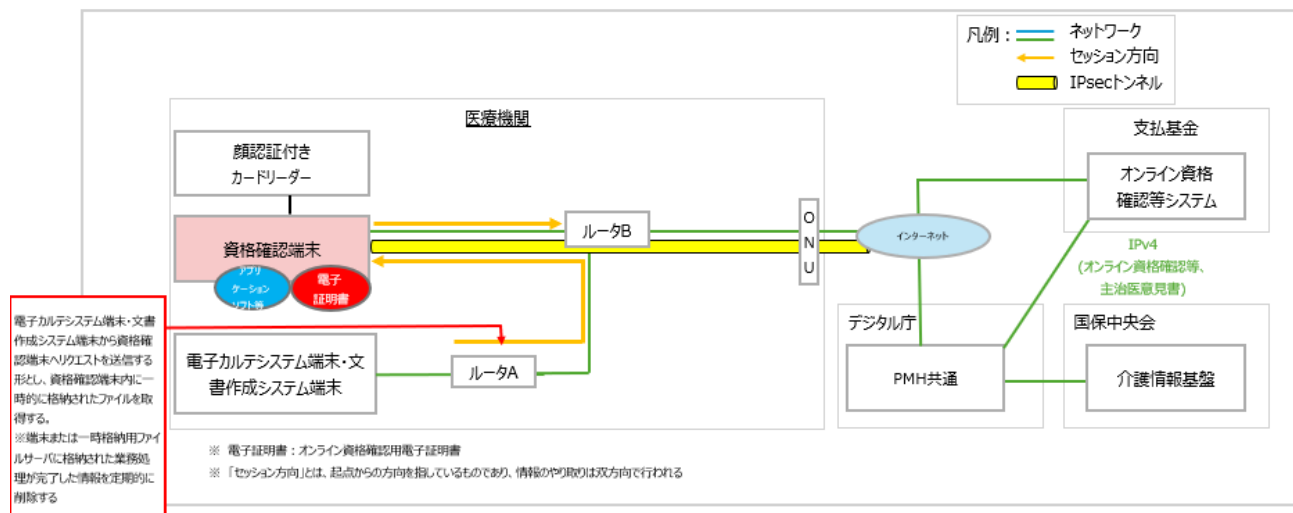
図 9 基本的な構成例



(3) IPsec+IKE 接続方式（クライアント型/PC キー型/USB キー型）接続方式

IPsec+IKE（クライアント型/PC キー型/USB キー型）接続方式では、IPv4 での接続方式となります。オンライン資格確認等システムで利用しているネットワーク環境を利用した本サービスとの基本的な構成例は、以下のとおりです。

図 10 基本的な構成例



2.3.2 共通補足

医療機関がオンライン請求ネットワーク及びオンライン資格確認等システム未導入の場合、本サービスを利用するために、オンライン請求ネットワーク（IP-VPN 接続方式又は IPsec+IKE 接続方式）、及びオンライン資格確認等システムを導入してください。

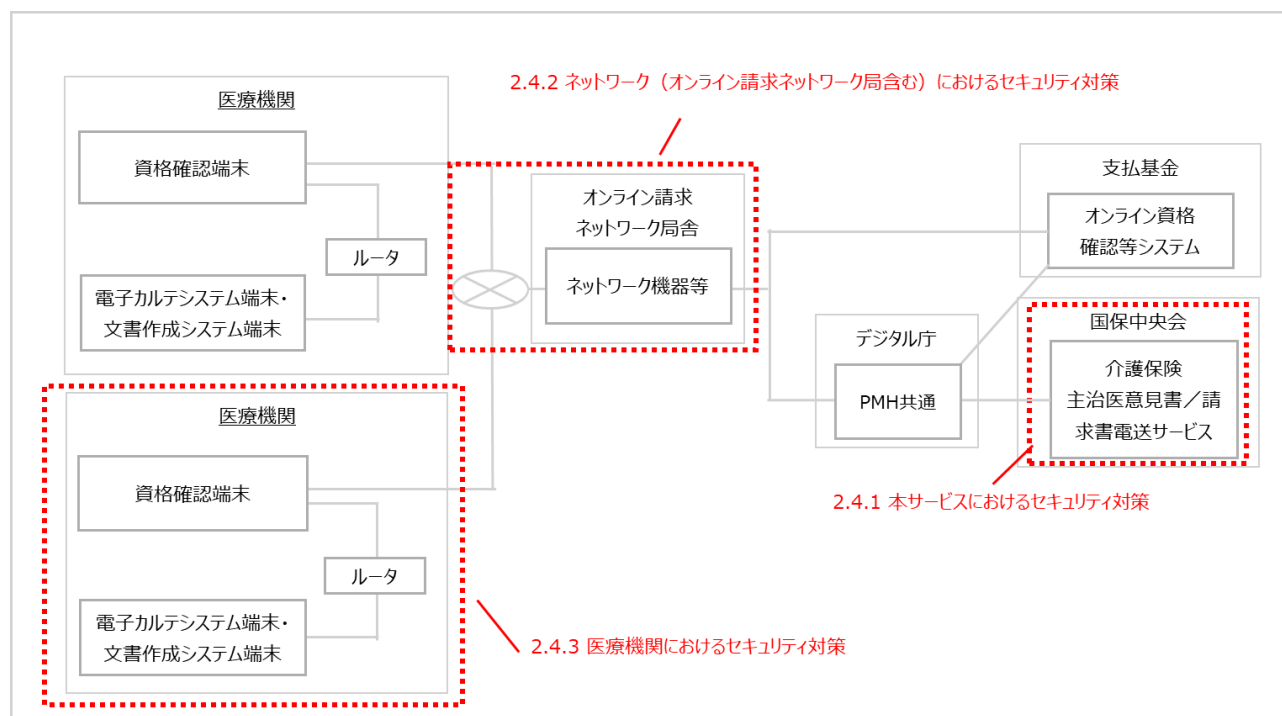
医療機関においてオンライン請求ネットワークに接続するにあたっては、社会保険診療報酬支払基金サイト（<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/index.html>）をご確認ください。また、オンライン資格確認等システムの導入にあたって、厚生労働省サイト上で公開されている「オンライン資格確認について（医療機関・施術所等、システムベンダ向け）

（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html）」をご確認ください。

2.4 セキュリティ対策

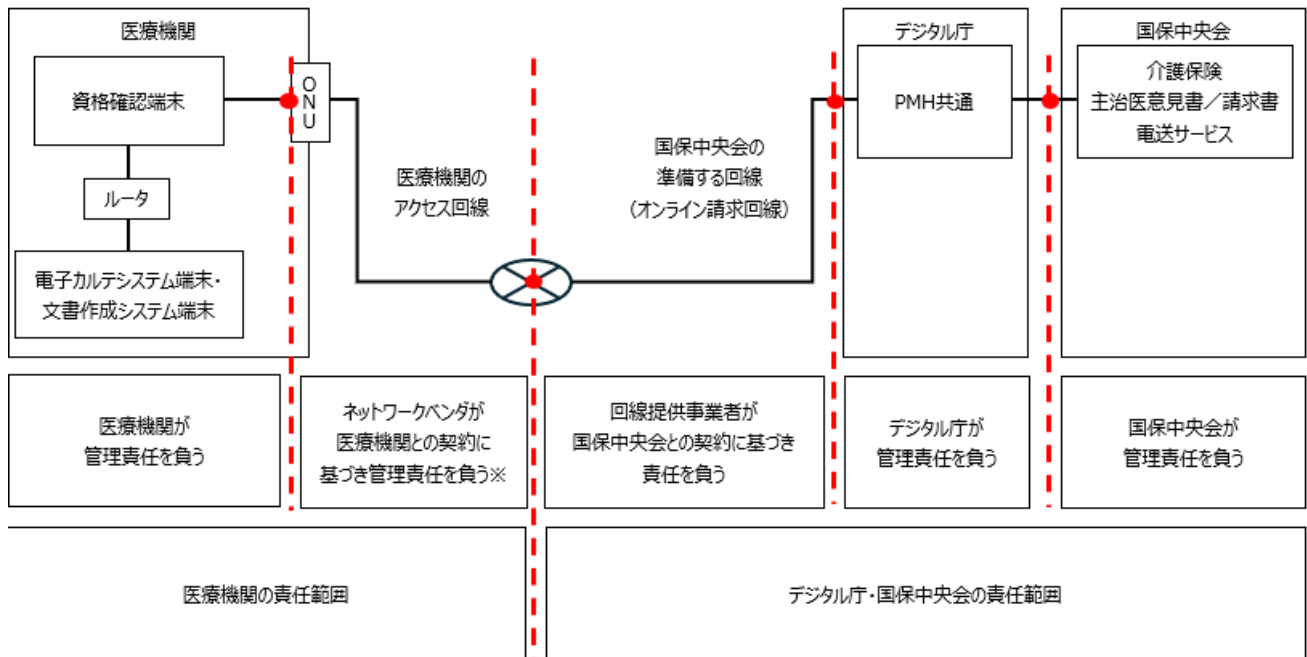
本サービスと医療機関が接続するにあたり、本サービス（「2.4.1 本サービスにおけるセキュリティ対策」）、ネットワーク（オンライン請求ネットワーク局舎）（「2.4.2 ネットワークにおけるセキュリティ対策」）、医療機関（「2.4.3 医療機関におけるセキュリティ対策」）においてそれぞれセキュリティ対策を講ずることとなります。なお、前述したとおり本サービスの利用にあたっては、オンライン資格確認等システムの導入が前提であり、オンライン資格確認等システムの導入時のセキュリティ対策については、「オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書【医療機関・薬局】（令和7年7月）」の「2.4 セキュリティ対策」を参照してください。

図 11 主治医意見書/請求書電送サービスと医療機関の接続に係るセキュリティ対策



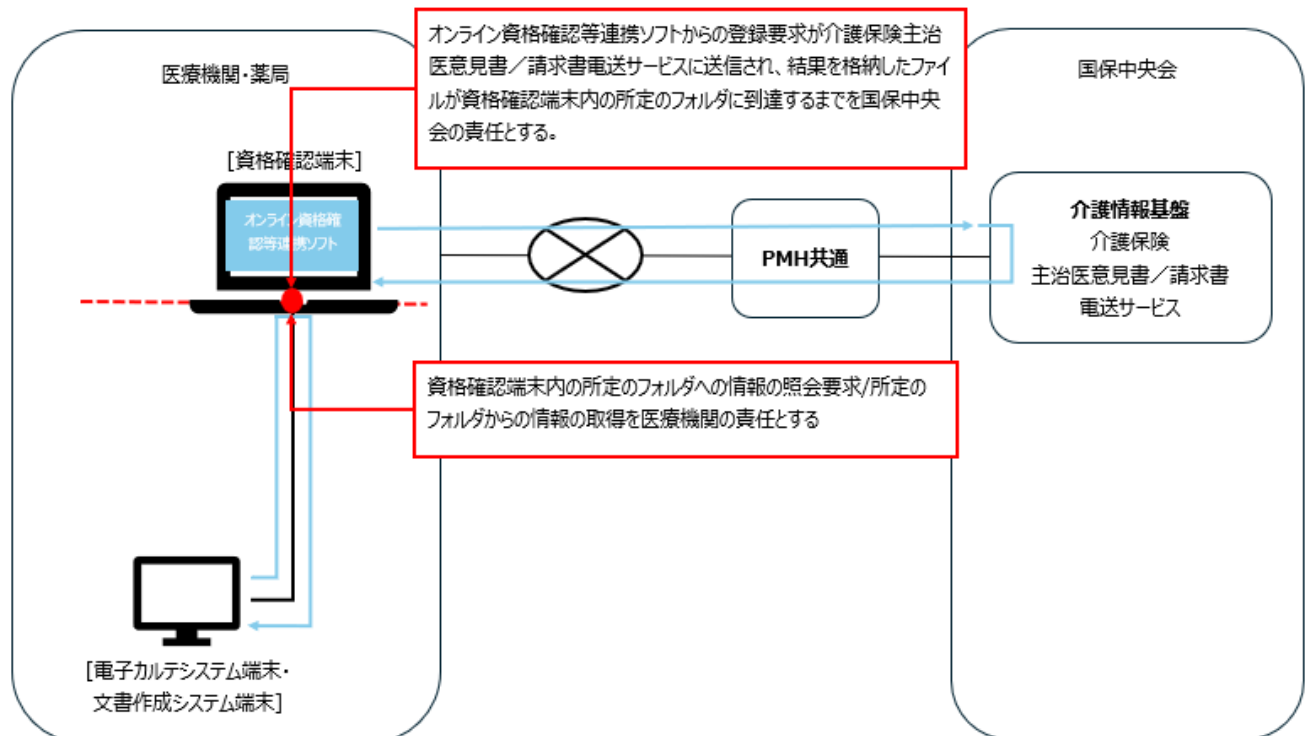
本サービスの利用にあたっては、オンライン請求ネットワークを活用するため、通信経路の責任分界（通信経路、情報到達）はオンライン資格確認等システムと同様となります。

図 12 通信経路の責任分界



※ネットワークベンダの責任範囲は、医療機関ごとの契約内容等に応じて変わることから、上記は例示の位置づけ。

図 13 情報到達点の責任分界



2.4.1 本サービスにおけるセキュリティ対策

本サービスにおいては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した対策を実施します。

本サービスでは、以下のセキュリティ対策を講ずることとしており、ネットワークに接続した医療機関に対し、ネットワークを介した不正アクセスや提供データの改ざん等が生じないように、対策を講ずることとしています。

表 6 本サービスにおける主なセキュリティ対策

主なセキュリティ対策	概要
アクセス、利用制限	情報資産へのアクセスを許可された者のみに限定するため、利用する主体（職員、システム運用要員）を識別するための認証を行う。 管理者に対するアクセス制御を検討し、内部の要員によるデータ漏えいを防止する仕組みを実現する。
セキュリティリスク分析、セキュリティ診断、セキュリティリスク管理	設計、開発するソフトウェアの緊急性の高いセキュリティパッチなどの適用を適宜正確かつ迅速に行う。脆弱性が生じないよう留意して設計、開発し、定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにする。
マルウェア対策	本サービスはサーバレス設計のため、従来のアンチウイルスソフトウェアの導入ではなく、コード・依存関係の脆弱性スキャン、設定の厳格化、入出力データのマルウェアスキャン、異常検知等により、多層的に防御する。
データの秘匿	情報の窃取や漏えいを防止するため、保護すべき情報に対してアクセス制御を行うことに加えて、保存された情報及び情報にアクセスするための通信回線を暗号化する機能を備える。
不正アクセス、内部不正対策	本サービスへの不正アクセス等による被害を極小化するため、本サービスのすべてのリソースを対象に、不正アクセスの防止や万が一侵入された場合の検知、通知を行う。 正当な権限を持つ内部職員による内部不正や、外部攻撃によるセキュリティインシデントの放置を防止するため、ログ等の証跡に対し、当該事象を特定できるようにする。
ネットワーク対策	通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上で遮断する機能を備える。不正な通信、サービス停止攻撃等に対し通信の遮断や通信量の抑制、レピュテーション情

主なセキュリティ対策	概要
	報を活用したセキュリティ監視等により、サービス停止の脅威を軽減する機能（自動的に遮断する仕組みも含める。）を備える。
Web 対策	L7レイヤーまでのセキュリティ対策（Cookie、パラメータの改ざん、URL の改ざんなどへの対応）を行う。 DDoS 攻撃を回避する仕組みを設ける。新たに発見された脅威に対し、速やかに対応する必要がある場合、WAF の導入による対策を実施する。 WAF を経由した攻撃等にも対処を実施する。

2.4.2 ネットワークにおけるセキュリティ対策

オンライン請求ネットワークにおけるセキュリティ対策においては、あらかじめ許可された医療機関のみがオンライン請求ネットワーク局舎へ接続可能であり、許可されていない他医療機関は通信できない仕組みとしています。また、医療機関間（A 機関⇄オンライン請求ネットワーク局舎⇄B 機関）での通信が不可となるよう、アクセス制御等を実施しています。

医療機関から指定された接続先のみ通信ができるようになっており、オンライン資格確認等システム、PMH 共通、本サービス、資格確認端末を運用・保守するために必要な Windows セキュリティパッチ、アプリケーションソフト等配信サイトを指定することで、万が一、ある医療機関がマルウェア等に感染した場合でも、他の医療機関へ攻撃がされることを抑制しています。

ネットワークにおけるセキュリティ対策の詳細は、「オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書【医療機関・薬局】（令和7年7月）」の「2.4 セキュリティ対策」を参照してください。

2.4.3 医療機関におけるセキュリティ対策

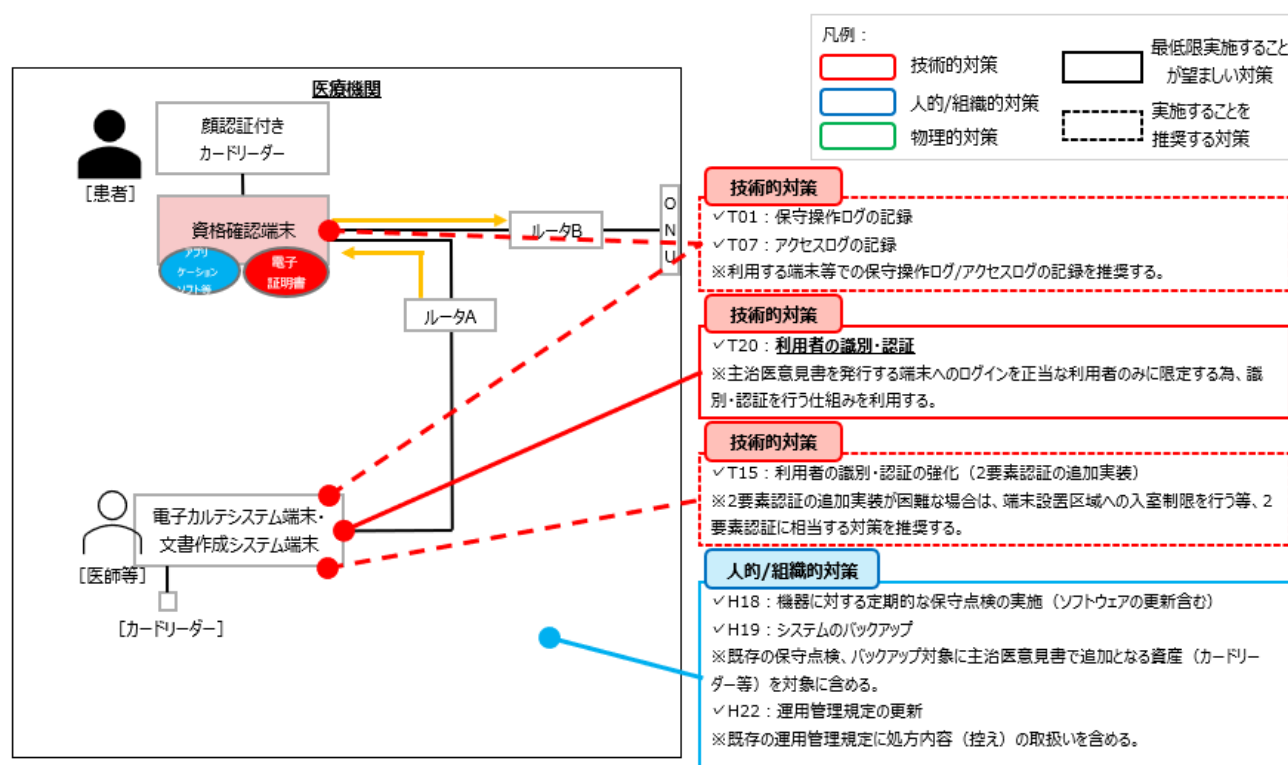
医療機関においては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠し、必要なセキュリティ対策を行っていただく必要があります。

医療機関においてセキュリティ対策を検討する際の参考に、「2.3 ネットワーク環境の整備」に示す「基本的な構成例」に対するセキュリティアセスメントに基づいたセキュリティ対策例を別途周知予定です。

なお、オンライン資格確認等システム導入時の医療機関におけるセキュリティ対策例については、「オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書【医療機関・薬局】（令和7年7月）」の「2.4.3 医療機関におけるセキュリティ対策」をご確認ください。

本サービスを基本的な構成で導入される場合における医療機関における主なセキュリティ対策例を以下に示します。

図 14 医療機関における主なセキュリティ対策



2.4.4 共通補足

(1) オンライン資格確認等システムに係るガイドライン

「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」を厚生労働省サイトで公開しています。

(2) 基本的な構成におけるセキュリティパッチ等の配信方針

基本的な構成（「2.3.1 接続方式に応じたネットワーク連携のパターン」参照）で導入した場合、セキュリティパッチ及びアプリケーションソフト等を配信します。

本サービスに係るセキュリティパッチの配信方針及び管理方法は、オンライン資格確認等システムと同様となります。オンライン資格確認等システムのセキュリティパッチの配信方針及び管理方法は、「オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書【医療機関・薬局】（令和7年7月）」の「2.4.4 共通補足 基本的な構成におけるセキュリティパッチ等の配信方針」をご確認ください。また、オンライン資格確認等システムの「セキュリティパッチ及びアプリケーションソフト等の配信方針」及び「ネットワーク構成別の管理責任」について医療機関等 ONS 上で公開しています。

3 作業の全体像

医療機関において本サービスを利用開始するためには、医療機関のシステムベンダにおいて、医療機関における環境整備に先立ち、既存システムを改修していただく必要があります。本サービスの実現に向け、既存システムの改修（準備作業）の実施をお願いします。

システムの改修の実施にあたり、これまでに公開している主な情報、今後公開予定の情報については以下のとおりです。

表 7 公開している各種情報

No.	情報等	概要
1	外部インタフェース仕様書	オンライン資格確認等システム及び本サービスが医療機関のシステムと連携して行う業務を実現するためのインタフェース仕様、ファイル形式、処理結果コード等を記載。
2	記録条件仕様書	医療機関のシステムが本サービスとファイルを送受信するにあたっての方式及び記録項目等について記載。
3	医療機関等向けセットアップ手順書（資格確認端末編）	医療機関ベンダが医療機関でシステムの導入作業を行うにあたり、導入作業内容や医療機関・薬局で準備していただきたい内容等を記載した資料。
4	オンライン資格確認等連携ソフト	支払基金が提供する、オンライン資格確認等システム及び本サービスへのファイル送受信するためのアプリケーションソフト。

表 8 今後公開予定の各種情報

No.	情報等	概要
1	セキュリティアセスメントに基づいた対策例	医療機関においてセキュリティ対策を検討する際の参考にするためのセキュリティアセスメントに基づいたセキュリティ対策例。
2	利用規約	本サービスに係る運用規約例等を記載。
3	運用マニュアル（トラブルシューティング等含む。）	本サービス利用開始後の医療機関の運用業務を記載。

4 医療機関への導入に向けた改修、テストについて

4.1 既存システムの改修

医療機関において本サービスを利用するために、システムベンダにて改修が必要と想定される内容を記載します。

※ パッケージソフトごと又は医療機関ごとにレセプトコンピュータ、電子カルテシステムの仕様等が異なると想定されることから、「2.2.1 医療機関における主治医意見書等作成ソフト等の改修」に記載された代表的な連携パターンを前提とした場合に想定される一例を記載します。

※ 記載している改修内容以外の機能につきましても、医療機関のニーズを踏まえ、システムベンダにて改修の必要性をご検討ください。

表 9 本サービスに係る改修内容

区分	項番	機能	改修概要	主な改修点
意見書	(1)	主治医意見書 情報登録機能	主治医意見書情報を登録する機能の追加変更	・「外部インタフェース仕様書」にあるが、既存の主治医意見書情報登録画面にない項目について、必要に応じて画面項目、データベース項目を追加し、管理すること。 ・既存の入力項目においても「外部インタフェース仕様書」にある桁数、属性、省略不可等の条件に合わせた入力チェックを適宜追加変更すること。
意見書	(2)	主治医意見書 情報ファイル 送信機能	主治医意見書情報ファイルを作成し、本サービスへ送信する機能の追加	・指定された主治医意見書情報（CSV形式）を作成する。※編集項目については、「主治医意見書／請求書電送サービス記録条件仕様書」を確認すること。 ・電子署名の付与機能の実装は任意とする。 * ローカル署名 主治医意見書／請求書電送サービス記録条件仕様書に定められる規格に従い電子署名の機能を実装するか、電子署名関連事業者が同規格に沿って開発するモジュールを購入する。

区分	項番	機能	改修概要	主な改修点
				※資格確認端末経由 資格確認端末の所定のフォルダに作成 ファイルを格納する機能を実装。
請求書	(3)	主治医意見書 請求書情報登 録機能	主治医意見書の請求書情報 を登録する機能の追加変更	・「外部インタフェース仕様書」にあ るが、既存の主治医意見書請求書情報 登録画面にない項目について、必要に 応じて画面項目、データベース項目を 追加し、管理すること。 ・既存の入力項目においても「外部イ ンタフェース仕様書」にある桁数、属 性、省略不可等の条件に合わせた入力 チェックを適宜追加変更すること。
請求書	(4)	主治医意見書 請求書情報フ ァイル送信機 能	主治医意見書請求書情報フ ァイルを作成し、本サービ スへ送信する機能の追加	・指定された主治医意見書請求書情報 （CSV形式）を作成する。※編集項目 については、「主治医意見書／請求書 電送サービス記録条件仕様書」を確認 すること。 ・いずれかの方法でファイル送信を行 えるようにすること。※システムベン ダにおいては、医療機関がいずれかの 電送方式を選択できるようにシステム 実装してください。 ※資格確認端末経由 資格確認端末の所定のフォルダに作成 ファイルを格納する機能を実装。
共通	(5)	主治医意見書 ／請求書情報 送信結果取得 機能	本サービスが返却した送信 結果を取得する機能の追加	本サービスから資格確認端末の所定の フォルダに送信された結果情報を取込 む。
共通	(6)	主治医意見書 ／請求書情報 送信結果照会 機能	本サービスが返却した送信 結果を照会する機能の追加	取込んだ送信結果を検索・表示する画 面を追加する。

4.2 システムベンダ向けテスト

システムベンダ向けテスト要件及びテスト環境に係る詳細や実施期間は検討中です。

表 10 システムベンダ向けテスト実施概要（予定）

項目	内容
スコープ	本サービス、医療機関のシステムベンダ
実施期間	令和 8 年 4 月以降 ※令和 8 年 4 月より前にテストを希望の場合は、「6.4 本サービス導入に伴う問合せ先」に示す問合せ先までご連絡ください。
目的	システムベンダが開発した医療機関のシステムが、本サービスと正常に情報連携できることを確認する。
参加機関	申出のあったシステムベンダ
システム及び使用環境 [システム保有者]	本サービス/接続検証環境[国保中央会]
主な実施事項	システムベンダが開発した主治医意見書/請求書電送機能において、外部 IF 仕様書の定義に沿ったデータの書き出し・取り込みができるかを確認する。 直接接続は行わず、オフラインで実施する。
使用データ	医療機関のシステムベンダで準備したテストデータ
テスト対象機能	「2.2 既存システムの改修」で示す機能を対象とする。

5 導入作業

本サービスを医療機関が導入するにあたっては、環境設定、改修資産の適用、本サービスを利用した運用に向けた準備等を行っていただく必要があるため、導入先の医療機関と導入内容等を相談してください。

5.1 ネットワークの設定

本サービスへの接続では、オンライン資格確認等システムのネットワークを利用しますが、本サービスの IP アドレスに接続するため、ネットワーク機器（ルータなど）の設定作業等を実施していただきます。

表 11 ネットワークの設定で必要な対応（想定）

主に必要な対応	補足
本サービスとの接続設定	本サービスの IP アドレスに接続するため、ネットワーク機器（ルータなど）の設定を行う。
（必要に応じ）主治医意見書等作成ソフト及び資格確認端末の接続設定	ルータ等の設定を行い、主治医意見書等作成ソフト及び資格確認端末の接続に係る設定を行うこと。

5.2 端末の設定

(1) 資格確認端末

本サービスと接続する資格確認端末には、オンライン資格確認等システムの利用にあたり必要となる設定のほかに、オンライン資格確認等連携ソフトをインストールしていただく必要があります。オンライン資格確認等連携ソフト設定手順は、医療機関等 ONS にて公開されています。

なお、主治医意見書等作成ソフト等の既存システムから資格確認端末に接続するセッション数は、Windows OS の制約により最大 20 セッションです。既存システムの台数や使用状況に基づき、資格確認端末の導入台数は医療機関等で検討していただく必要があります。

(2) 主治医意見書情報ファイルを作成する端末

・ローカル署名を行う場合

電子署名を実施するため、主治医意見書情報ファイルを作成する端末には、署名モジュール、IC カードリーダー及びIC カードリーダードライバを用意してください。署名モジュールの利用は必須ではなく、主治医意見書／請求書電送サービス記録条件仕様書に従って独自で機能を実装することも可能です。

5.3 改修資産の適用

導入している医療機関システムに本サービスに係る機能を適用してください。

5.4 本サービスを利用した運用に向けた準備

医療機関において、適用する機能を踏まえて、現行業務フローを必要に応じて変更することとなります。また、セキュリティポリシー等の規程を、本サービスの利用に伴う内容に応じて適宜更新することとなります。

5.5 医療機関向け導入前接続テスト

医療機関のシステムと本サービスが正常に接続できるか、接続テストを実施してください。接続テストの詳細については検討中です。

表 12 医療機関向け導入前接続テストの実施概要（予定）

項目	内容
スコープ	本サービス、オンライン資格確認等システム、PMH 共通、医療機関のシステム
実施期間	令和 8 年 4 月以降
目的	医療機関のシステムと、本サービスが疎通できることを確認し、システムの動作確認を行う。
参加機関	国保中央会 支払基金 デジタル庁 医療機関 医療機関システムベンダ
システム及び使用環境 [システム保有者]	本サービス/本番環境 [国保中央会] オンライン資格確認等システム/本番環境 [支払基金] PMH 共通/本番環境 [デジタル庁] 医療機関のシステム
主な実施事項	医療機関において、エラーファイルを使用して本サービスへの登録要求を行い、エラー結果が返ってくることを確認する。 本番環境を使用して行うため、テストデータの取り込みは行わない。
使用データ	医療機関のシステムで準備したエラーデータ ※エラーデータの準備方法については、別途周知予定
テスト内容	「2.2 既存システムの改修」「2.3 ネットワーク環境の整備」で示す機能を対象とする。

6 その他

6.1 医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの準拠

医療機関においては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠し、必要なセキュリティ対策を行っていただく必要があります。

6.2 医療機関内のセキュリティ対策の見直し

医療機関においては、「2.4 セキュリティ対策」が行われるものと想定するため、今一度、医療機関内のセキュリティ対策を広く見直すことを推奨します。例えば、インターネット経由で入手したファイルを医療機関内ネットワークに取り込む運用等がある場合には、該当箇所が必要に応じて DMZ の設定や無害化ソリューションを導入する等が想定されます。

6.3 オンライン資格確認等システムの導入

医療機関においてオンライン資格確認等システムを導入する場合は、厚生労働省サイト上で公開している「オンライン資格確認について（医療機関・施術所等、システムベンダ向け）

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html)」をご参照ください。

6.4 本サービス導入に伴う問合せ先

本サービス導入に伴う医療機関・システムベンダからの問合せについては、介護情報基盤ポータル(<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>)のお問い合わせフォームへご連絡ください。